◆富士環自協作成看板(廃棄物対策課窓口にて配付)

- ※設置後の管理は町内会(区)になります。
- ※申請後、1ヶ月以内に設置完了報告書(写真付き)の提出をお願いします。 設置完了報告書は富士市ウェブサイトからも取得できます。
- ※設置場所の所有者等に承諾が必要な場合があります。
- ※集積所に設置する場合は集積所の番号を控えて窓口までお越しください。





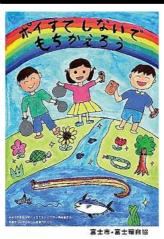














サイズは全て縦 60cm×横 40cm。

□で囲われた3種の看板については縦40cm×横30cmの小さいサイズあり。